

第11回技術者のための技術者倫理セミナー(2013年11月)報告

横浜国立大学

高田 一

技術と社会部門とイノベーションセンターとの合同企画で年2回開催している「技術者のための技術者倫理セミナー」についてご報告いたします。このセミナーは、2008年11月に第1回を開催し、その後、5月（あるいは6月）と11月に、日本技術士会の機械部門、化学部門、建設部門の技術士の方々のご協力のもと、主に明治大学駿河台キャンパスを会場として開催しています。

このセミナーは次のような趣旨で行われています。科学・技術の蓄積・普及により著しい発展を遂げている現代社会において専門技術の重要性とそれを担う専門技術者の重要性はますます大きくなっています。さらに技術の複合化、総合化により技術者はその専門領域にのみ留まることが許されず、関連分野を含めて専門職として積極的に社会に関与することが求められています。しかし、技術者が責任を持って行動するために必要な組織や社会における地位は変わっていません。技術に関わる事故・不祥事は、注意不足／説明不足等による技術者の能力に起因するもの、不適當な情報により境界の線引きを誤るもの、技術的問題は判っているが組織のリスク判断逸脱等の様々な状況がありますが、いずれにしても技術を専門としている技術者の関わりが大きく、技術者が主体となって解決しなければならなくなっています。

そこで、このセミナーでは、過去に起きた事故・不祥事を取り上げ、明らかになった客観的な情報からその背景を掘り下げ、技術者の立場から、技術者の取るべき判断、行動、情報公開などについて議論しています。

事前に配付された資料による自主学習をセミナーに参加する前に行ってもらい、セミナー当日の午前中は主に事故・不祥事および議論の方法の説明、昼前から午後にかけては4～5名のグループで意見交換を行うことにより自分自身の意見をブラッシュアップし、全体討論において自分の立場を明確にして議論する、という手順を踏んでいます。このように事前に配付する資料を読んできていただいて参加されることを前提としております。

これまでのテーマとしては、JCOの事故、食品偽装、JR福知山線の事故、三菱自動車のリコール隠し、シンドラエレベータや六本木ヒルズの回転ドアの事故などをとり上げ、最近では、福島第一原子力発電所における緊急時の行動、リスクマネジメント、英文報告書を取り上げて議論してきました。第11回目は2013年11月9日（土）に明治大学駿河台キャンパスリバティタワー1144室で開催されました。

今回のテーマは2007年6月19日に東京都渋谷区の住宅街で起こった温泉施設「渋谷シエスパ」の爆発事故の一審判決が2013年5月9日にありましたので、その判決をとりあげました。

その内容は、設計技術者は、「水抜き必要性を運営管理会社に教えていない」過失があるとして、有罪となり、一方、運営管理会社は、ガス爆発の危険性を設計会社から知らされていないので、「危険性を予知できない」として無罪となりました。この判決は、妥当でしょうか？設備設計者の責任は、設備を引き渡し後、どこまで及ぶのでしょうか？この判決は設計技術者にとって今後、たいへん影響のある前例となり得ますので、技術者としての責任のとり方について意見交換を行いました。

午前中は、セミナー主査である高田から、技術者倫理に関するこれまでの動向について説明した後、東京農工大学の中村昌允氏（技術士）から、渋谷シエスパ温泉事故とその一審判決について説明があり、本日の課題が出されました。その後、オカダ・アソシエーションの岡田恵夫氏（技術士）から、業務の流れと組織の役割および討議の進め方について説明があり、ただちにグループに分かれ、グループ討論が始まりました。午後は、日機装技術研究所の小西義昭氏（技術士）の進行で、明治大学の村田良美氏も加わり、参加者と講師全員で全体討論が始まりました。



写真1 講師による説明(1)



写真2 講師による説明(2)

全体討論の課題は、1. 運営管理者は、専門知識がなく、「設備の危険性」を予見できなかったため、無罪であった。これをどのように考えるか？ 2. 設備設計者にとって、この判決がもたらす影響をどのように考えるか？ でした。1. については、無罪であるのはしかたがない、という意見と有罪であるはずだと意見がほぼ半々あり、議論がなされました。無罪である意見の主なものは、法令の限界があり、しかたがない。説明を聞いていないならしかたがない、などの意見が出されました。これに対して、有罪であるべきという意見の主なものは、運営管理者は、従業員や住民に対しての安全は確保すべきであり、責任はある。CSRの観点からも無罪は疑問で、これまでも遊園地の事故では管理者の責任になっている、などの意見が出されました。

また、2. については、設計者を委縮させる判決であって、非常に重い判決、きつい判決である。安全に関する情報をちゃんと説明できていなかったのは問題であった。設計を変更したことを責任をもって伝達する必要がある、などの意見が出されました。また、この事例に基づいて、社内のしくみを改善する必要がある、この設計会社は、設計と施工の両方の組

織を持っていたので伝達などがあいまいになったのだろう、などの意見も出されました。毎回のことですが、お互いに意見を出し合うことで、他人の意見との見解の相違などがわかり、今後の対策、各自の行動を決めていくよい機会になったと思います。



写真3 グループ討論



写真4 全体討論

このセミナーは、5月と11月に開催しており、実際の事例に基づいて、全員で議論しますので、今後の会告を見ていただき、ぜひ参加くださいますようお願いいたします。

日本機械学会技術と社会部門ニュースレター: <http://www.jsme.or.jp/tsd/news/index.html>

日本機械学会

技術と社会部門ニュースレターNo.30

(C)著作権: 2014 一般社団法人日本機械学会 技術と社会部門